

和光大学附属梅根記念図書・情報館規則

(設 置)

第 1 条 和光大学学則第 4 条第 2 項の規定に基づき、和光大学附属梅根記念図書・情報館（以下「図書・情報館」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 図書・情報館は、和光大学（以下「本学」という。）における学術資料・情報、コンピュータ資源、ネットワークシステム等の情報基盤を総合的に整備し、これを効果的に運用、提供することで、本学の教育・研究活動の発展及び、学生の学習活動の促進に資するとともに、学外に開かれた情報の拠点として、地域との連携を推進する。

(図書・情報館長)

第 3 条 和光大学学則第 1 4 条の規定に基づき、図書・情報館長（以下「館長」という。）を置く。

2. 館長は、図書・情報館の管理運営を統轄する。

(組 織)

第 4 条 図書・情報館は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 図書・情報館長
- (2) 図書・情報部長
- (3) 事務職員（司書有資格者を含む）

(図書・情報館運営会議)

第 5 条 館長の諮問機関として、図書・情報館運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2. 運営会議の組織及び運営に関しては、別に定める。

(業 務)

第 6 条 図書・情報館は次の業務を行う。

- (1) 図書その他資料の収集、整理、保存及び提供
- (2) 教育・研究に関連する情報の収集、蓄積、処理及び提供
- (3) 学習、教育・研究活動及び大学運営に供する情報システム等（以下「情報システム等」という。）の整備、管理及び運営
- (4) 図書その他資料及び情報システム等の利用支援
- (5) 情報通信技術を活用した教育・研究及び大学運営の支援
- (6) その他、図書・情報館の目的を達成するために必要な事項

(利 用)

第 7 条 図書・情報館の管理運営及び利用に関する細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1. この規則は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
2. 和光大学附属図書館規則（昭和 5 2 年 1 0 月 2 1 日施行）は廃止する。
3. 和光大学情報センター規程（平成 1 2 年 4 月 1 日施行）は廃止する。